## 私学助成の充実強化等に関する意見書

私立高等学校等(高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園)は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国では、グローバル人材育成への対応と教育におけるICT化の推進の 観点から、「新しい教育」の展開に向け、様々な教育改革が進められている。

しかし、各私立高等学校等が、国の主導する「新しい教育」に対応するためには、 現在の厳しい経営状況においてはおのずと限界があり、身を切るような経営努力を行った上でも、授業料等を増額するほかはなく、公私間の保護者の負担格差の拡大につながることが懸念される。

また、子どもたちの安心、安全は国の責務として、学校施設の耐震化は急務であり、 私立高等学校等の耐震化の促進に更なる支援が必要である。

加えて、専門学校生に対する授業料減免や幼児教育無償化等の諸施策が実施され、 教育費の負担軽減の対象が拡大する中で、私立中学校に学ぶ生徒には、公私間の負担 格差の是正について、何ら公的支援がなくその改善が急務である。

我が国の将来を担う子どもたちの学校選択の自由を実質的に保障し、国の主導する「新しい教育」に、公教育機関である私立高等学校等が対応するためには、公立に比べはるかに財政的基盤のぜい弱な私立高等学校等に対する助成措置の拡充が必要不可欠である。

よって、国においては、私立高等学校等による教育の重要性を認識し、教育基本法第8条に規定する「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図るとともに、私立高等学校等に関し、施設耐震化への補助の拡充など教育環境の整備充実や生徒等への就学支援の拡充強化の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

議 衆 議 院 長 参 院 議 長 議 内 閣 総 理 大 臣 あて 総 務 大 臣 大 財 務 臣 部 科 学 大 文 臣